

<研究ノート>

今日の下請制をめぐる若干の論点にかん するノート(上)

三井逸友

<目次>

- I はじめに——考察のねらい
- II 下請制論の問題の所在
- III 藤田敬三氏らの「支配形態」論の検討
 - 1 藤田氏らの所説と問題点
 - 2 「社会的分業」について
 - 3 「支配」「従属」等の概念について
 - 4 「後進性、停滞性」のみかたについて
 - 5 技術水準向上論について
 - 6 小括 [以上本号]
- IV 「システム論的下請論」について
- V 渡辺幸男氏の「競争・収奪」下請関係論への若干の疑問
- VI 結 [以上次号]

I はじめに——考察のねらい

本稿は、「下請制」の最近の構造変化をめぐる理解にかんして、今日いくつかの議論の方向があるもとで、それらの認識のしかた自身のうちに基本的な概念ないしは構造の理解のちがいがあり、それがまた一定の議論の混乱を生んでいるという筆者の考え方から出発している。こうした理解の差は、もとより「下請制」の基本的な性格規定、ひいてはそれを構成する中小企業の存立をめぐる規定にかかわるものであるが、本稿ではそうした点にかんする筆者自身の考え方および諸議論に対する見解には直接ふれない。

ここでは主に、「下請制」についての今日の代表的な見解として、前半では巽信晴、前川恭一、太田進一各氏の主張、後半では中村精氏、港徹雄氏、あるいは渡辺幸男氏らの主張をとり上げ、それらの主張における概念ないしは構造の理解における問題点について各々検討してみるものとする。したがって、そこから一つの結論を導くものではなく、ノートとしての覚えであることを予め読者に了解していただきねばならない。

筆者自身の具体的な主張については、前述のようにいくつかの別稿を参照されたい⁽¹⁾。しかしながら、それらの論稿によって、十分体系的論理的な議論がなされたものと言えないことも明らかである。今後広く読者の批判を仰ぐとともに、他日の研鑽を期したい。

注

- (1) 拙稿「「環境変化」、「技術革新」のもとの外注管理政策と下請構造」『駒沢大学経済学論集』第15巻第2号、1983年、同「階層的下請構造と外注管理政策の特質」渡辺・前川編『現代中小企業研究 上』大月書店、1984年、第5章、同「今日の中小企業と下請機構の再編——下請制と労働者支配の検討」黒川俊雄編著『現代の労働と生活 I. 現代労働の支配と変革』労働旬報社、1984年、所収。

また、実態的研究として、拙稿「わが国電子部品工業の構造変化と中小企業の当面する問題」『駒沢大学経済学論集』第13巻第1号、1981年、さらに関連するものとして、同「戦後日本の小零細経営研究」『駒沢大学経済学部研究紀要』第41号、1983年、同「零細企業」中小企業事業団中小企業研究所編『日本の中小企業研究——成果と課題』同研究所刊、1984年、所収、同「中堅企業、ベンチャー・ビジネス」同上書、所収、も参考されたい。

II 下請制論の問題の所在

「下請（制）論」の史的展開過程と今日の研究課題のレビューについては、渡辺幸男氏の研究が明快に整理している⁽²⁾。

渡辺氏は、下請（制）をめぐる基本的な論点が、「藤田一小宮山論争」にすでに発し、「生産力」的問題性把握=下請企業の技術力の遅れ、後進性と停滞性の問題と、「下請関係」的問題性把握=親企業による収奪やしづ寄せ、

今日の下請制をめぐる若干の論点にかんするノート(上) (三井)

親企業への従属、あるいはそこからの脱却の可能性の問題という、二つの「問題性」への評価をめぐって展開されてきていると指摘する。この論点が、戦後の「系列論争」、さらには「收奪」の否定たる下請企業の「近代化」、社会的分業システムとしての把握の主張にも拡大していくのである。

渡辺氏によれば、こうした二つの「問題性」視点を今日的にとらえ直すことにより、次のような議論の到達点があるとされる。①收奪=生産力停滞としてではなく、高度成長下のキャッチアップ過程での下請中小企業の技術水準向上を前提としながら、「具体的な下請企業の生産力発展の中に大企業による收奪を見ることができる」という視点に立つ。②「問題性」をはらみつつも、下請制を「独自な分業構造」として把握し、その「生産システム」ないしは「企業集団」としての構造、あるいは大企業による「生産システム」の形成、展開としての「外注・下請管理政策」のあり方、といった角度から検討する。③さらに今後は、「日本独自の生産システム」といった下請制把握の視点を、国際的視野に移し、比較研究をすすめることにより、日本の「独自性」、さらには下請制の本来的な「問題性」そのものも再検討してみる、ということである。

こうした渡辺氏の整理における主張について、その細部等にかんしては、後述のように、検討すべき点も少なくない。しかし、基本的な「問題性」の意味や「構造」理解のあり方にかんしては、筆者もほぼ同じ見解に立つ。要は、こうした整理によって、諸研究のあり方を比較検討する基準をえることができ、したがって、諸研究の間の論点の位相差が鮮明となるということである。そのキーポイントは、渡辺氏が既に示しているように、下請制の「問題性」把握の視角と、その「構造」の「合理性」ないしは「発展性」とのからみ合いのとらえ方、さらには、下請制の「構造」を社会経済的に位置づけるとらえ方にあるものと言えよう。

注

- (2) 渡辺幸男「下請・系列企業」中小企業事業団中小企業研究所編、前掲『日本の中小企業研究』、所収。

III 藤田敬三氏らの「支配形態」論の検討

1. 藤田氏らの所説と問題点

かつての論争の一方の主役であった藤田敬三氏の所説を継承してきている論者として、巽信晴氏、前川恭一氏、太田進一氏らの説をとり上げることができる。

藤田氏の主張とは、「独占のある段階において支配的となつたところの問屋資本並に産業資本の商業資本的充用の特殊形態」としての「下請」の本質把握に出発することは周知のところである。そして氏は、「労働支配」における「外業部支配」の形態が資本主義発展の歴史のうちで編成され、さらに独占段階にまで継承されてきたと指摘するのである⁽³⁾。

この藤田氏の所説における論争点であり、また問題点として常にとり上げられてきたのは、「商業資本的充用」という把握であった。しかし、藤田氏がここで意識していたところのものは、何よりも、産業資本主義の展開のもとで本来は史的発展段階上「特殊」なものであるべき直接生産者に対する「外業部支配」がわが国においては普遍化し、独占資本主義のもとにおける中小工業への一般的な支配形態=収奪形態となつた、との基本認識であったと言うべきであろう。それ故にこそ、戦後「系列化」の進展に対し、その技術上経営上の「合理性」を評価し、中小企業の「近代化」に期待を寄せる、という方向に、藤田氏は傾いていったのである。その場合、氏の念頭には、理念型としての欧米型の中小企業があったのも明らかな点である。

こうした藤田氏の所説は、言わば「外業部支配」支配形態論とも呼べよう。この考え方を発展させ、系列化を含む支配の構造を具体的に示し、さらに企業間の競争と収奪のあり方を結びつけて、「下請企業の階層分化」論を開いたのが、巽信晴氏である⁽⁴⁾。また、前川恭一氏は、外業部支配の支配形態の展開を、マルクス、レーニンの歴史理論と照らしあわせて、マニュファクチャの小生産者支配が、独占による中小工業支配に発展する過程を、「資本

今日の下請制をめぐる若干の論点にかんするノート(上) (三井)

主義的家内労働」(原基形態) → 自由競争(否定的媒介) → 「独占形態の付属物としての下請制工業」というシェーマとした⁽⁵⁾。

さらに太田進一氏は、今日の下請制の展開方向を検討し、独占資本の「外業部」・「付属物」としての下請制=支配形態と、「本来的・自然成長的な社会的分業」を区別した上で、「現代における下請制は、経済の発展段階に対応した下請制の発展により、社会的分業へと包摂されつつある」という、いわば下請制の変容ないしは支配形態の雲散霧消(?)論を唱えている⁽⁶⁾。

かくして率直に言えば、藤田説以来の「外業部支配」支配形態論は、日本資本主義の現実の「発展段階」の前に、中村(秀)一清成氏流の「分業システム」「対等な分業関係」論に近づき⁽⁷⁾、自己否定に向いつつあるものである。その原因となるべき、この主張の内包する問題点は、次のようなところにある。

①「社会的分業」の規定と評価について。「下請制」はこれと対立するものと位置づけられるのか。②鍵となる概念としての「支配」について。「支配」概念の意味と用途は、混乱気味にあり、その結果、概念の“ひとり歩き”がみられはしないか。③下請制に対する「後進性」視点ないしは「停滞性」「寄生性」視点の問題について。こうした立場に固執して、今日の下請制の性格と構造を解明できるのか。④逆に、今日の下請関係、下請企業を評価するのに関する、「技術水準」を中心とした視点への傾斜について。「取引関係」の多極化とともに、技術水準の向上がみられれば、下請制は変質した、と評価されるのか。

これらの諸点について、以下個別的に検討していってみよう。

2. 「社会的分業」について

(1) 「社会的分業」対「下請支配」の論

藤田敬三氏の「外業部支配」論において、下請支配と社会的分業とが対立的にとらえられた。すなわち、「労働の商業資本的支配」のもとで、独立生産者を前提とする社会的分業から、「同一作業場内の部分労働者の分業」に個

別業者の分業が転化した直接支配の形態=間屋制工業と、間接的支配の形態=下請制工業とは、ともに社会的分業の関係とは対立的⁽⁸⁾であり、「作業場内分業」の関係に類比される。(下請専属化の事態がすすむについて)「本来、技術上の分業なるものは、それが先進国の中工業の場合の如く社会的分業乃至一生産部門内の特殊分業に昇華した場合は、中小下請工場をして経済的独立性を獲得せしめる有力な権力となる筈である。しかし日本の場合では、之が全く同一作業場内部の個別分業(それが分散したる)の範囲を体制的に出でることは出来ないのである⁽⁹⁾。」

これに対し、先にも確認したように、欧米型の中小企業の場合は、社会的分業への展開がめざされているものと位置づけられる。「(米国では) 三Sシステムや人間関係の掘り下げによって効率を高め、大企業と中小企業とがそれぞれの適正規模において高い専門化の下に社会的分業の利を収めるという形態で協力し合っており、独禁法の援護をまつまでもなく本来支配従属の関係にはないというのが一応の建前になっているのである⁽¹⁰⁾。」

戦後、藤田説が中小企業「近代化」推進論に向かうのに対し、中小企業の問題状況をとらえようとした巽信晴氏も、基本的なとらえ方では変わらない。「(戦後日本独占資本の合理化政策のもとで) たんなる低賃金の間接的利用による収奪関係から、高度の技術水準のもとで、有機的な生産・技術の連繋関係をもつ企業内分業の組織的な確立を必要としてきた。……とはいえ、そこには独占利潤収奪の一源泉としての利用が存在する以上、いぜんとして低賃金利用と、二流技術水準への停滞化の傾向があらわれてくるのである。したがって、社会的分業としての専門企業への自主的発展、およびそれにともなう専門化された企業と企業との生産上の結びつきは、阻害されている。」つまり、「系列化」のもとでのより高度な大企業と中小企業との関係は、「企業内分業」の組織的展開であり、いぜん社会的分業への発展は阻害されている。今日においてもなお、「正常な社会的分業への発展」の可能性は、親企業の支配、「しづ寄せ」のもとで困難なものとして確認されるのが⁽¹¹⁾、巽氏の所説である。

今日の下請制をめぐる若干の論点にかんするノート(上) (三井)

藤田氏、巽氏の見解が、「社会的分業」論の本旨を外れていることは、明らかである。「社会的分業」と「支配・従属」(その意味内容はいま別として)、あるいは「しづ寄せ」が対立し、さらには「専門化」された企業の関係が「社会的分業」の関係を成すなどとみるのは、「社会的分業」概念の非マルクス的理解でしかない。

(2) 「社会的分業」否定論の問題

『資本論』第1巻第12章「分業とマニュファクチャ」において、マルクスはその「分業」論を展開している。その論旨は明快なものであり、社会的分業とマニュファクチャ(作業場内)分業とのちがいを示すものは、「商品」の生産か否か、という点にあると指摘している。したがって、その生産物の「商品」たる根拠を問題とし、事実に即して検証することは有意義でも、「専門化」うんぬんをここに持ち込むことは、見当違いであったのである。

さらにまたマルクスは、社会的分業とマニュファクチャ分業との間の作用・反作用関係、相互制約関係を指摘し、分業の技術的基礎を問う手がかりを与えていた。また、商品ではなかった部品の生産が、社会的分業に移行していく事例もとり上げ、商品生産の広まりをも検証しているのである。

こうした『資本論』の「分業」論に立ち返りながら、なおかつ藤田説との間で彌縫を図ろうとするのが、太田進一氏の議論である。

太田氏は、次のように主張する。第一に、商品生産における社会的分業は等価交換を前提とするが、独占段階では「社会的分業を利用した不等価交換による独占利潤の獲得」が行なわれる。第二に、機械制大工業が社会的分業の一部を生産体制に組み込んでいく、さらに独占段階では独占資本が「本来的、自然的な発展形態たる」社会的分業、「支配形態たる」外業部、付属物、下請制工業いずれもともに自己の生産体制に組み込んでいく⁽¹²⁾。

つまり、社会的分業のもとでは「支配」はないが、「収奪」関係はあり得る⁽¹³⁾、また、作業場内(マニュファクチャ)分業のもとでの「付属物」=「外業部支配」の形態発展である下請制は社会的分業ではないが、独占の「生産体制」の一部分を構成し、下請制から社会的分業への発展も可能である、と

の所説である。

しかしながら、こうした論の「修正」においても、太田氏はマルクスを用いてマルクスを「修正」する技を演じている。マルクスは、先の『資本論』第1巻第12章で、社会的分業=商品の生産へ、部品生産が展開していった実例として、米国の雨傘マニュファクチャをとり上げていた。ところが、太田氏はこれをむりやりマニュファクチャの外業部・付属物に仕立ててしまうのである。

太田氏は、マルクスの記述を「文字どおりに解釈すると独立業者」(自立的商品の生産者)となる、としながら、この例にかんし、のちの R. M. Tryon の歴史研究に依って、家内工業の衰退期における「商業資本」⁽¹⁴⁾(?) または産業資本による家内労働の支配形態との位置づけが成立ちうるとし、さらに「家内工業、すなわちマニュファクチャの「外業部」、「付属物」としても推測できる」と飛躍をとげていく。マニュファクチャの「外業部」であるか否かは、原材料の支給、生産手段の貸与、生産手段が道具か機械かといった点を検証することで、判別可能となるという。つまり、いささか論旨の判りにくい主張であるが、太田氏は、このマルクスの用いた事例から、当時にあってもマニュファクチャが、社会的分業も外業部、付属物とともに「自己の生産体制へ組み込んで」いったのであり、それは今日の独占資本(大工業)が、社会的分業、下請制工業いずれも生産体制に組み込むのと同様である、さらに「古い資本」の支配形態からも「一定の枠内」で社会的分業への本来的、自然的な発展過程をたどりうる、と論証できるとみているようなのである⁽¹⁵⁾。

マルクスの言ってもないことを、その行間から読みとれるものであれば、太田氏の想像力はきわめて豊かなものであるが、それを後世の歴史研究から解釈できるものとするのは、墓中のマルクスも驚く思い入れであろう。しかも、太田氏は、マルクスの明言している、商品の生産か否か、という基準に代えて、「独立業者」か否か、と論題を立て、これを先記のように、原材料支給や生産手段(これは「労働手段」と言うべきであろう)貸与などから判断できる、と形式論に矮小化してしまっているのである。これでは、商品の商品

今日の下請制をめぐる若干の論点にかんするノート(上) (三井)

たる意義を外れているばかりではなく、現実の下請生産において、労働手段の所有関係のみならず、原材料の自己調達や取引形式上の原材料売買の関係などの多様な形態の存在することを、到底考慮に入れないものもある。太田氏は、労働手段を貸与され、支給された原材料を加工して加工賃のみを収入とする形態が、「外業部」としての支配形態である、とみるのであろうか？ それではむしろ現実の下請企業の大半は外れてしまう。したがって、太田氏が上の点に加えて、納入先数や技術水準までを指標としても、「現実には下請制と社会的分業の区別は困難な場合が多い⁽¹⁶⁾」と認めざるをえなくなるのである。

このような議論の破綻の原因は、太田氏らが、藤田「支配形態」論に固執し、社会的分業を理想化し、これと下請制とを対立させようとするところにあるのは明らかである。太田氏が、「独立業者」か否か、との論題を立てたときから、すでに結論を出してしまっているのであり、「独立業者」と言えねばそれは「外業部・付属物」であるものとするのは当然のことであって、社会的分業との関係は初めから問題外なのである。

3. 「支配」「従属」等の概念について

(1) 藤田氏の「支配形態」論

「生産体制」のもとへの組み込みうんぬんの結論と展望は、あまりに寂しいものと言わざるを得ないが、その意味は別として、ここで太田氏らの議論の筋道のうえで、基本的に問題になるのは、「支配形態」や「付属物」という場合の、その支配などの概念と用い方である。上にみたような論理には、「支配」は当然「独立」の否定であり、また「本来的、自然的な発展」に対立するものである、との前提があるようである。ところが、その「支配」の内容が問われないまま、「独立業者」か否か、といった議論をしなければならないところに、太田氏の苦心があり、そこに先に指摘したような、矮小化された形式論が出て来る理由もあったのである。

藤田氏は、「資本主義の発展のある段階における、資本の中小工業支配の

仕方の特殊性に従って産業構造的に研究する⁽¹⁷⁾」立場を主張し、まさしく「支配」のあり方を中心的に議論した。しかしながらそこでは、先述のように、「労働支配」の形態としての外業部支配が、独占資本による中小企業「支配」にまで敷衍されても、その支配の実体は明らかではない。

藤田氏は「支配」を「企業結合形態」に投影し、「問屋制家内工業」「下請制工業」「企業系列」の3つの形態を区別する⁽¹⁸⁾。しかしそのことは、ここで繰り返される「支配」概念が、もっぱら企業間関係の形態そのものを対象としていることを示しており、藤田氏自身の言明にもかかわらず、企業間関係のうちにある支配の実体は判明しない。「下請的支配」「企業系列的支配」「コンツェルン的支配」と並列されると、読者は迷わざるを得ないであろう。ましてや、企業間の関係に主題を限定しても、資本による労働への「支配」がなぜそこにまで広がるのかいささかも判明せず、結局のところ、下請制下の中小工業は労働支配の「仲介者」で、その独立性は「虚構」だと⁽¹⁹⁾する主張に帰着せざるを得なくなる。所詮は搾取「代理人」論、「監督賃金」論となるのである。

つまるところ藤田氏の「支配」論は、「元方資本は、相対的に弱少な企業を資本や、市場や、技術の優位から支配する⁽²⁰⁾」ということに出発し、「独占のある段階」における「問屋資本並に産業資本の商業資本的充用の特殊形態」たる「付属物」「外業部」として「支配形態」を本質把握するということ、これに尽きている。しかし、それは「集中」とどのような関係にあるのか？また、独占の「支配」と、「しめ殺す」過程とはどのようにかかわるのか？そして、先に指摘したように、企業間関係の形態を「支配」概念で代表させたとしても、いかなる実体をここから解明できるのであろうか？

(2) 畿氏の「支配と階層分化」論

巽信晴氏は、独占資本主義の経済法則としての競争と集中の解明から、「支配と強制の関係」を整理し、位置づけようとした。すなわち、独占資本のもとで、中小企業は、「一方で零細化し没落しながら、他方では独占資本に従属化を強制され、その経営の自立性を奪われ、独占利潤の一源泉として収

今日の下請制をめぐる若干の論点にかんするノート(上)(三井)

奪・利用されている⁽²¹⁾。」つまり、没落・従属と支配・利用、再生産のかかわりを法則的に示すことを意図したのである。

そのうえで巽氏は、独占資本の「取奪機構」としての直接的な支配形態と、独占の支配がなお不完全な部門での「間接的従属」(ヒルファディングによる)——間接的支配・取奪とを区別する⁽²²⁾。その前者こそが、巽氏の主題たる独占の支配と階層分化の内容を示す下請制と企業系列ということになる。

巽氏はこの直接的な支配形態を、藤田氏同様、「外業部的支配」ととらえ、マニュファクチャ段階での商業資本の生産者支配からときおこす。そして、独占段階では「自工場内の生産の拡大を回避しながら、しかも独占利潤を流通過程から取奪するという、寄生的な取奪として残存・利用され、この外業部的支配が行なわれる⁽²³⁾」として、継続性を示しつつも、また下請中小企業と小営業、家内工業を区別し、藤田説を是正していく。

巽氏における「支配」概念は、形態上、①資本関係を基礎とした「金融的支配」、②独占的商業資本による流通過程からの「外業部的支配」——近代的な問屋制家内工業、③「過度競争」を利用した「専属的あるいは浮動的な下請制支配」、④独占の支配の末端で、「独占資本の付属物となり、再下請・再々下請となっている小工業」、の4つに整理される。これに対応して、子会社、系列化、専属的下請、浮動的下請、再下請や問屋制下の小工業・零細業者、という中小企業の「階層分化」がとかれるのである⁽²⁴⁾。

このように巽氏にあっては、藤田説をこえて、より具体的・今日的に「独占の支配」を解明しようとする立場がみられる。独占資本主義論としての法則性を示しつつ、「下請制支配」という概念の本質を、「労働にたいする間接的・分散的な取奪関係」と把握する。

しかしながら、ここで「外業部」支配形態論の枠を固執する以上、議論の混乱は避けがたい。例えば、巽氏は、「浮動的下請中小企業」は、独占資本の支配が比較的弱い部面に存在すると位置づけるが⁽²⁵⁾、それではこの層で取奪が激しいとは、どうしてなのか? 支配の「強さ」と取奪の程度が逆比例してしまうことになる。

それはまずもって巽氏が、「競争」の視点を持ちこみながら、これと支配、利用、収奪との関係を整合的に説明できていないからである。そして根本的には、巽氏が、「一般的な集中・支配」とここでの「下請制支配」の概念の実体的関係を十分整理せず、従来からのあいまいな「支配」概念の用法に引きずられたままとなっているからである。それゆえ、先に指摘したように、巽氏においても、「専門企業」化という名の下請企業「自立」礼賛論が顔を出さざるを得なくなってくる。

(3) 「支配」収奪・没落論と「直接的」支配論

支配、利用、収奪といった諸概念の実体と関係を明らかにしないまま論じるならば、支配・従属か破滅か、といったきわめて一面的な認識が生じる。「独占資本が資本主義社会を支配し、中小資本家はそれに従属せしめられ、収奪され、倒産させられる。」「独占資本は……中小資本家や自営業者を支配し収奪するにいたる——支配され収奪される中小零細企業は、独占資本に従属するか破滅させられていく⁽²⁶⁾。」

こうした議論はともすれば、“下請支配”のもとにあるから中小企業は収奪され、中小企業従業者の状態は悪化し、さらに倒産・転廃業などの事態が発発するのだ、といった俗論に結びつき易くなる。その裏返しが、「脱下請」ないし「自立」礼賛論ともなるのである。

これに対し、巽氏のように、下請制を「直接的な支配形態」とし、「間接的支配」と区別するだけでも十分とは言えない。

すでに伊東岱吉氏らは、藤田説のあいまいなところを克服し、また小宮山琢二氏の主張における「独立形態」論を批判するために、独占と競争とのかわりから、独占への「直接・間接の支配」という視点をつよく主張するようになっていた⁽²⁷⁾。この視点が北原勇氏、佐藤芳雄氏のみならず、巽氏にも、また前川恭一氏らにも⁽²⁸⁾用いられている。

しかしながら、こうした見解も依然、十分整合的でかつ現実を説明するものとは言えない。「支配」の内容の変化をどのようにとらえ、それによって、「下請制」の「発展」をどのように位置づけていくのか？「直接の支配」と

今日の下請制をめぐる若干の論点にかんするノート(上) (三井)

いうだけでは、これは明らかにならない。さらに、ここでも依然、「前期性」のみかたが払拭されない。例えば、同様の見解に立つ平田喜久雄氏も、下請制のひろがりに「寄生的性格の強さ」を指摘し、前期的性格の濃いものとし、収奪の激しさが中小企業の資本蓄積と生産力発展を阻害し、低技術・低生産性という「下請制の矛盾」を招くと主張する。「下請制という多分に前近代的色彩と矛盾をもった支配機構」との認識に立つので⁽²⁹⁾ ある。これでは、あまりにも下請中小企業の現実を無視したものと言わざるをえない。こうした傾向が、藤田説以来の議論には色濃い。

(4) 「支配」の根拠について

ここで、「支配」概念のうちにある実体を正しく把握し、論理的に明らかにするには、その用語自体としての用法の混乱を整理し直さねばならない。藤田、巽、前川氏らは、その「支配」概念を、一つには、マルクス『資本論』の資本主義発展の史的過程を取扱う記述から、今一つには、レーニン『帝国主義論』の独占の「支配関係」との指摘から、主に求め、利用している。しかし、それらの文献における用語法を十分吟味しないと、混乱を招く恐れがあるのである。

マルクス『資本論』第1巻、あるいはレーニン『ロシアにおける資本主義の発展』における、いわゆる移行と資本主義の発展にかんする記述を、そのまま今日の資本主義の構造的理解に用いることには、相当の問題が残る。この点については、次節で検討することとして、ここではまず、これらの原典における用語法を少し詳しく検討してみよう。

そもそも、「支配」とは何なのであろうか。

「支配」概念そのものは、歴史をこえて、人格に対し、あるいはまた物に対し発揮される意思の貫徹であり、それはまた人間の結合形成する社会機構にも及ぶものである。そして、「支配」の実行については、権力 (Macht) の発揮が分ちがたくあり、それをまた構造化し正当化するものとしての機構 (Mechanismus) および規律 (Regel)・秩序 (Ordnung) の存在によって支えられ、持続性を保てるのであると言える⁽³⁰⁾。

その「支配」の遂行される根拠ならびに目的は、基本的には生産関係——搾取階級と被搾取階級の関係の創出・持続にこそある。したがって、支配と「所有」(Eigentum)とは本来表裏の関係にある。もちろんその場合、人格そのものが所有される近代資本主義社会以前の社会と、人格の形式上の独立性が前提となり、「物」の所有を法的に公認する資本主義社会とでは、おのずと生産関係のあり方が異なってくる。資本主義社会においては、物と物との関係として表わされる人間相互の関係のうちに、物への所有と非所有による物的な依存関係⁽³¹⁾が貫かれるのであり、それが資本家と、形式上には誰にも所有されず独立している筈の賃労働者という二階級の存在、搾取関係の貫徹の根拠をなすのである。

したがって、資本主義的な「支配」とは、物に対する所有としての「支配」にとどまらず、それを法的な基礎としながらなされる、人と物との関係であるかのようにみえるところの資本家の労働者に対する「支配」の貫徹によって主には把握されねばならない。

しかも、資本主義的生産様式のよって立つ労働過程において、資本家が「支配」し、あるいは賃労働者の労働がこれに「所属」するという事態の現象上の根拠は、生産物の所有関係のみならず、「労働者は資本家の監督のもとに労働⁽³²⁾」するという、いわゆる資本の指揮監督機能にあることも重視する必要がある。それゆえ、資本主義的生産関係における「支配」と「従属」は、さまざまな段階から内容をとらえていかねばならないのである。

全般的な構図に拡張して言えば、階級対立の矛盾を「解決」する国家から全社会機構、階級対階級、労働組織、対個人、さらに「社会的生活」、あるいは諸商品、その市場、さらに「資本」という運動体の競争を含めた運動作用にまで、「支配」の内容と機能を適用して考える必要があると考えられよう。

(5) 「支配」概念の用語的検討

a. 『資本論』中の「支配」概念

『資本論』においては、「支配」の概念はほぼ Herrschaft で統一されている。しかし、その意味するところはさまざまであって、政治、経済上の「支

今日の下請制をめぐる若干の論点にかんするノート(上) (三井)

配」(原書, ディーツ版『資本論』第3巻, S. 398, 邦訳はマル・エン全集版による), 資本の労働への「支配」(同, S. 399), 摘取と「支配」(第1巻, S. 645), 大工業のもとにおける労働者への直接「支配」ないし資本家の「支配」(同, SS. 526, 765)など, 多岐におよんでいる。それゆえ, ここでマルクスの文脈とともに, 他の言語への訳語⁽³³⁾を比較して, それらの意味するところを考えてみよう。

これらの用語に対し, フランス語版『資本論』(M. J. ロア訳 ラシャトル版の第1巻, および C. コーエンソラル=G. バディア訳によるエディシオン・ソシアル版全巻, 1901年)は, 大半 domination の訳語をあてており, さらにロシア語版『資本論』(ソ連邦マルクス・レーニン主義研究所編, モスクワ, 1962年)でも, господство となっている。ただし, フランス語版では, 労働者の直接「支配」や資本家の「支配」には、「專制」の意味で, autocratie や despotisme の語があてられている。

一方, 英語版『資本論』(S. ムーア=E. アベリング訳, エンゲルス編集)においては, 先の用語法に, supremacy, rule, sway, subjection の語をあてており, ニュアンスの差が大きい。全体として英語版の用語はもっとも幅が広いが, しかしそれのみを手がかりとして, 表現内容の差異を解釈するわけにもいかないであろう。大切なことは, 先に, 敷衍確認してきたような, マルクスの論理における, 資本主義社会の「支配」の内容と機能規定の多次元性にもとづいて検討することである。

(1) そこで考えてみると, 『資本論』中の Herrschaft の訳語法中でも, Herrschaft—domination—господство—supremacy という共通した用語がみられる。これらはいわば, 社会経済的な支配を表現するものであり, また「マニュファクチュアが支配的」(第1巻, S. 389)(英語版では predominant p. 346), 「商業の支配」(第3巻, S. 342)という, 経済構造全般に占める地位もここに表現されている。

(2) そのような「支配」の原点たるべき, 労働過程における資本家の労働者に対する支配の直接的表現としては, 論理としては資本家の所有ならびに

指揮監督に対する「所属」と「服従」に始まるべきものである（後述参照）。しかし、まず、労働の社会的生産力の発展とともに、資本が労働を「支配」するという労働組織の性格が（ドイツ語版第1巻、S. 386），フランス語では *domination* であるが、英語では *lordship* (p. 344) と訳され、また労働手段が生きている労働力を「支配」(S. 446) とは、英語で *dominate* (p. 399) と、ロシア語では *подчиняет себе* (自ら服属させる) (стр. 434) と表わされている。精神的諸能力が、他人の所有物となって、「支配する権力」となる *beherrschende Macht* (S. 382) という場合には、フランス語では *dominer* (ラシャトル版、p. 157)，英語では *ruling* (p. 382) となっている。

さらに『資本論』第3巻では、労働条件が労働を「支配する」個人的な力に転化されている、という意味で、*Macht* (第3巻、S. 395) を用いているが、フランス語版では *pouvoir* (支配力、影響力)(エディション・ソシアル版II, p. 47) と、また英語版では *power over* (p. 382)，ロシア語版では *власть* (権力) (стр. 420) と訳されている。上の「支配する権力」は、*pouvoir* である。

そして、「搾取と支配」部面という、資本の賃労働者に及ぼす関係の広がり（第1巻、S. 645）は、*Herrschaft-domination-господство-rule* と訳され、この労働過程における支配の直接的表現であるとともに、それが上の社会的な支配——基本的な階級関係の実体表現につながっている。

このように、「所有」と「労働組織」、「権力」と「服従」の、「搾取」と「支配」に対する関係は、上の(1)の内容と用語上類似したところ——基本的にはフランス語の *domination* を軸に——で表現されている。

(3) さらに、「支配」の実体的内容を、労働過程のうえから個別的具体的に示そうとする場合は、やはりドイツ語では *Herrschaft* を用いていても、フランス語版などで相当異なる語をあてており、明らかに、「指揮・監督」や「統制（コントロール）」に近い表現となってきた。

商人としての「支配権」(第3巻、S. 347) の語は、フランス語では *pouvoir*、英語では *control* と訳されている（エディション・ソシアル版 I, p. 342、英語版 p. 334）。マルクスは同じ箇所で、商人が織り物工たちを「支配下に入れて い

今日の下請制をめぐる若干の論点にかんするノート(上) (三井)

る」と言う場合は, Kontrolle (S. 347. ロシア語版でも контролю, стр. 367) の語を用いており, 明らかにこれに近い。同様に, 監督労働とは, 労働者自身を「支配」し監督する労働であるという場合, Herrschaft に対し, フランス語では direction を, 英語では ruling を, ロシア語では управление をおののおのあてている (各, S. 399, p. 51, II, p. 386, стр. 424)。

これに対し, Kommando-команда-pouvoir-command という一連の用語法, また Kontrolle-контроль-contrôle-control との用語法があり, これらについても邦訳では, 「支配力」(マル・エン全集版第1巻, p. 803) や「支配下においている」(同, 第3巻, p. 417) の語をあてているが, これらは内容上は「指揮」や「統制, 制御」に近いであろう。特に注意しなければならない点であるが, 第14章で, 手工業者の賃労働者化を資本家の「直接的支配」に服するものとしてとらえている記述の原語は先の場合と同様 Kontrolle なのである (S. 533, 邦訳, p. 662)。英訳でも control, ロシア語訳でも контролем の語が与えられている。これを(1)や(2)ととり違えて理解していくと, 議論の混乱を招くことが, ここに予告されているようなものであろう。

上にとり出した用語の系列は, 相当の内容の差をもちながらも, フランス語での pouvoir, contrôle を軸に, ほぼ同じような用語法としてまとめることができる。つまり, 労働者的人格に対する, 実体としての強制力を, 個別的具体的にとらえ, 労働者が支配下=指揮・統制ないし監督下に置かれているということ, さらには労働者のみならず, 商人の独立小生産者「支配」——搾取関係への展開ということも, ここに表現されている⁽³⁴⁾。先の「搾取と支配」の表現が英語版では rule となっていたことにも注目できよう。指揮・監督と「規則」ないしは「統治」(rule) は分ちがたい関係にあるのである。少々飛躍した推論をすれば, 「搾取と支配」の関係は, (1)から(3)までを貫いている「支配」の基本概念であるとも言いえよう。

ちなみにまた, 政治・経済いずれの領域でも支配が「支配することの諸機能」を課すという場合 (第3巻, S. 398), フランス語では dirigeant, 英語では government の語をあてており, 支配の機能的側面の全体的表現と考え

られる。

(4) 労働者は人格上「所有」され、「主人」に奉えるものではない。しかし、その状態は、資本家の「專制」と資本主義社会のもたらす「強制」のもとに、奴隸同様のものである、という、歴史上のいく分比喩的な表現を行う「支配」の語も用いられている。

とりわけ「支配・隸属関係」(『資本論』には「支配・従属関係」なる語はない) Herrschafts-und Knechtschaftsverhältnisとの表現によって、賃労働者は奴隸同様「主人」をもつ、と述べられた箇所がある(第3巻, S. 399)。同様に、古代社会での「支配・隸属関係」(第1巻, S. 93)との表現もあるが、前者はフランス語では(1)同様 domination なのに対し、後者では despotisme 「專制主義」と表わされている(ラシャトル版, p. 31)。英語でも subjection となっており、征服に対する屈服・服属のニュアンスが濃い(英語版, p. 84)。つまり、フランス語版などでは、労働者と奴隸とに対する「支配」が区別されている。

さらには、比喩的に、賃労働者の状態は資本(家)の「專制的」(奴隸のような)支配のもとにある、として、いわば形式上の人格的独立性の虚構を示すために、一連の同様の表現が使われている。資本の直接の「支配」(第1巻, S. 526)は、フランス語版では「專制」autocratie (ラシャトル版, p. 217), 英語版では sway (p. 472) とし、また、経済的強制による資本家の労働者に対する「支配」(第1巻, S. 765)は、フランス語では despotisme⁽³⁵⁾(p. 327), 英語では subjection(p. 689) となっている。古代社会の階級関係や、政治的形態がそのまま資本主義の「支配」の本質であるというのではなく、(1)~(3)の歴史的意義を、階級社会としての資本主義の本質として帰結させている表現であると考えられよう。

b. 『発展』, 『帝国主義論』中の「支配」概念

これに対し、レーニン『帝国主義論』では独占段階の「支配関係」を、そして『ロシアにおける資本主義の発展』では、資本主義への移行期での資本の「支配」を、主にとり上げているものである。つまり、『資本論』の労働者

今日の下請制をめぐる若干の論点にかんするノート(上) (三井)

支配論より広い次元の関係がとり上げられていると言える。

『帝国主義論』中で後世ひんぱんに引用されている「支配関係」と「強制関係」(ケストナーの表現にもとづく)の記述での「支配」の原語は、やはり ГОСПОДСТВО である(ソ連邦マルクス・レーニン主義研究所編『レーニン全集 第五版』第27巻, モスクワ, стр. 323, 邦訳はレーニン全集による)。この書のうちでは、他に、第2章中での資本一般ないし金融資本の「支配」(邦訳『レーニン全集』第22巻, p. 259), 第3章での金融寡頭制の「支配」(邦訳, p. 260)いずれも同じ表現であり、これらに対しドイツ語版(ディーツ版マルクス・レーニン主義叢書, 初版1946年), 英語版(モスクワ外国語出版社, 『英文レーニン選集』第1巻第2分冊, 1952年)はそれぞれ, Herrschaft, domination の語をあてている。

先の『資本論』の Herrschaft のロシア語訳としても多くの場合用いられていた господство とは、「支配(權), 統治(權), 主權, 優越」など、いわば権力関係一般を示す語であり、幅広い意味を持っている。これらのロシア語, 英語, ドイツ語の用語法は、英語での domination の使われ方がより一般的であるとみなせば、文脈上からも『資本論』中の Herrschaft の(1)に近い表現とみることができよう。金利生活者と金融寡頭制が「支配」している(邦訳, p. 275)という時には、ドイツ語では Vorherrschaft, 英語では predominance, としているが、これもほぼ同様であろう。

独占の「支配」する新しい資本主義である(邦訳, p. 250)と表現しているところでは、英訳では reign を用いているが、これは社会経済的性格をより強調したものとみなすことができる。

一方、金融資本の「支配」の構造を検討するところでは、少し厄介な問題がある。H. G. ハイマンの「参与制度」機能の分析を引用した箇所の、そのハイマンのドイツ語原文は、「指導者は母親会社を kontrollieren し、それは子会社を、さらにそれは孫会社を、等々と (kontrollieren する)。だから、それほど大きくない資本でもって、生産の巨大な分野を beherrschen することができる。実際、資本の50%に対する Herrschaft が, Kontrolle に

は十分であるとすれば、……」(Heymann, 原著, SS. 268~269)⁽³⁶⁾と書かれている。ところがレーニンは、「指導者は親会社を контролировать し, 親会社は……それに зависимый している諸会社を господствует し, その子会社は……等々。だから, それほど大きくない資本への владеть によって, 生産の巨大な分野を господствовать できる。実際, 資本の50%を обладать していれば, 株式会社を контроль するのにつねに十分であるとすれば……」(стр. 345)と, ロシア語で記している。つまり, レーニンはハイマンの使っていなかった, 親会社の子会社への「支配」господство という関係を用い, また生産の占有状況も同じ語で表わしている。さらに資本への владеть (領有する, 自由にする) という概念を用い, そして資本への Herrschaft を, обладать (もつ, 占有する) と表現している⁽³⁷⁾のである。

英語版では, 上の子会社への「支配」を, control と reign の両方を使って表現している (p. 54)。資本への Herrschaft は, holding としている。

レーニンが, 敢えて企業間での「支配」господство を強調したいと意図したものか否かは直ちには分らない。実際, 『帝国主義論』のすぐ後の箇所でも, AEG が参与している会社を「支配」господствуя していると表わしている (стр. 347)。

『ロシアにおける資本主義の発展』では, 第5章で商業資本による労働の組織の五つの段階をのべるについて, 商業資本の「支配」господство と記し (『レーニン全集, 第5版』第3巻, стр. 366), また第6章で大企業経営による小企業経営「支配」とのべているところも同様である (стр. 387)。これらの点からみると, レーニンは, 社会・経済上の「支配」ないしは経済構造上に占める地位としての「支配」と, 資本対小生産者, 資本対資本, 企業対企業の個別的関係をも, 同一に表現したものとのようである。

しかし, 同じ『発展』のうちで, 「自立的」クスターイに対し商業資本ないし産業資本が「支配的地位」にあるという場合は (邦訳, p. 457), главенство (指導権, 最上の地位, 牛耳る) (стр. 440) とし (ドイツ語訳ではdominieren, ディーツ版『レーニン全集』第3巻, 1956年, S. 450), さらに, 同じところで, マニュ

今日の下請制をめぐる若干の論点にかんするノート(上) (三井)

ファクチャ経営主が「買占人」商業資本を仲介として多くの家内労働者や自立的な経営主の労働を「つかっている」(邦訳, 『レーニン10巻選集』別巻1巻, 大月書店, 1972年 (『レーニン全集第五版』の訳), p. 389では, 「支配している」と訳している) という箇所は, *распоряжаться* (意のままにする, 指図, 配置, 指揮, 処置) の語が用いられている (ドイツ語訳では*verfügen*)。

つまり, レーニンも, 個別的な関係を示すためには, より具体的な用語をあてているのである。前者においてはいわば, マニュファクチャの構造への小生産者の組織化とこれに対する地位がとり上げられている。そして, 先に問題とした箇所にもみられるように, 後者のところで人格そのもの (指導者, 資本を占有する者, あるいはマニュ経営主) の意思と具体的行為については, *контроль* (コントロール) さらに *распоряжаться* (英訳では, *command* となっているが, ロシア語にも外来語としての *команда* が用いられるから, 同一とはいえないであろう。英訳, 『英文レーニン全集』, モスクワプログレス出版, による) を用いている。

『資本論』でも, 商人の小生産者「支配」や手工業者の賃労働者化の状況が, *pouvoir*, *contrôle* の語を軸に表現されていたことと, あわせて考えてみるとならば, レーニンの意図がある程度浮び上ってこよう。すなわち, 独占段階における, 経済⁽³⁸⁾ 独占体の「支配と強制」, 金融資本と金融寡頭制の「支配」とは, 生産の主要部門の「支配」を通じ, 全社会的であるとともに, 直接に企業間の「支配」関係もある。その意味においては, 資本主義への移行期での商業資本の生産への「支配」に, さらには資本主義経済一般における, 資本の「支配」に類比されるものとして, *господство-Herrschaft* なのである。しかし, 直接に人格的関係を考える場合, むしろ *контроль-contrôle* ないし *распоряжение* の問題が, 資本家対賃労働者の関係をこえて, 企業経営への「支配」をめぐり取り扱われ, そこには小生産者の組織化と賃労働者化という過程も, 金融資本の領有・占有と介入支配という独占段階の形態とともに含まれているもの (さらに, コントロールの根拠としての「指導権」*главенство* も含めて) と考えられる。

第1表 『資本論』での「従属」(隸属)の語

原語	出所 (ディーツ版 Das Kapital)	フランス語訳 (ラシャトル版ならびにエディション・ソシアル版)	英語訳 (ムーア=アベリング訳)	ロシア語訳 (ソ連邦M・L主義研編ME全集)			
(1) Unterwerfung	III-S. 205	assujetti	subordination	подчинение			
	III-S. 207	soumission	subjugation				
	III-S. 206		subordination				
(2) Abhängigkeit	I -SS. 91,	dépendance	dependence	зависимость			
	445, 644~6,						
	765, 789						
	I -S. 643	serf	subordination				
	I -SS. 796,	subordination					
	798						
(3) Unterordnung	I -SS. 199,	(subordonné)	subordination	подчинение			
	442, 446						
	III-SS. 206,						
	246	subordination	under control subjection				
	I -S. 350	servitude					
(4) Hörigkeit	I -S. 377	bondage enslavement	несвобода подчинение				
	I -S. 603	—		belong to			
(5) gehören	I -S. 642		subjection	принадлежать			
	I -S. 199	appartenir	belong to				
※ subsumtion	I -S. 603	à(la)	подчинение				
	I -S. 533	—		subjection			

(6) 「従属」概念の用語的検討

a. 『資本論』中の「従属」概念

『資本論』中での「従属」ないし「隸属」と訳されている原語は、「支配」よりはるかに複雑である。また、これが「支配・隸属関係」(Knechtschaft)との表現のほか、「支配」の語と対に用いられていることはない。

第1表は、『資本論』中でのこうした語と、それに対する各国語版の訳語を対照したものであるが、Knechtsschafft「隸属」とは、奴隸や農奴の状態そのものを示す場合(第1巻, S. 743等)でなければ、きわめて限られた比喩的な表現としてしか用いられていない。それに対し、(1) Unterwerfungは、資本主義的生産様式への労働の「従属」(第3巻, 邦訳, p. 247), 貢労働の資本

へ「従属」する性質 (同, p. 246) として用いられ, 一つの社会体制ないし生産様式に自ら服する——「服属」の意味をもっており, ここでの代表的な概念の一つと言えるであろう。フランス語の *soumission* (p. 211) は, 法, 権力などへの「服従」を示し, *assujetti* (p. 210) も, 主権者, 征服者等への「臣従, 服従」の行動を示している。さらにまた, 社会的前提条件を資本の内的諸法則に「従属」させる (同, p. 246)との表現もみられ, (3)にも近い。

一方, (2) *Abhängigkeit* は, きわめてひんぱんに用いられている語となっている。これに対しては英語は *dependence*, ロシア語では *зависимость* (従属, 依存) の訳で統一され, フランス語版でも多くの場合 *dépendance* と訳されている。

この語の表現するところとして注目されるのが, まず第1巻第1章で, 中世においては「だれもが従属している」という「人的従属関係」*persönliche Abhängigkeit* が社会的基礎をなし, 物質的生産の社会的諸関係も生活諸部面も特徴づけている (邦訳, p. 103) としているところである。一方, 第23章で引用されている F. M. イーデンが言うように, 資本主義社会においては, もはやひとは「奴隸的な状態」ではなく, 「安樂で自由な従属状態」*a state of easy and liberal dependence* にある。こうした状態のもとで, 労働者たち自身に還流される剩余生産物がふえ, 衣服や食物などがよくなあっても, それは「奴隸の従属関係 *Abhängigkeit* や搾取を廃止しないのと同じよう, 賃金労働者の従属関係 *Abhängigkeitsverhältnis* や搾取をも廃止はしない」(邦訳, p. 807)。つまり, 「資本家として人格化されている自分自身の生産物への自分の従属関係 *Abhängigkeitsverhältnis* を永久化」(同, p. 803) するしかないのである (この部分についてフランス語版では, 「生産物の奴隸」*serf* と表わしている。これはかなり比喩的表現に傾いたものと思われる)。

このように, 直接人格的形式的に「従属」しているものではなくとも, 生産手段から切離された労働者は, 社会的にもまた個別的具体的にも資本に依存せざるをえず (社会的「従属」については, フランス語版では *subordination* と表わしている), したがって実際には事実上の資本家への人格的従属関係のもと

にある、という状態と関係を、Abhängigkeit（依存、（社会的）従属状態）の語に代表させているものである⁽³⁹⁾。

(3) Unterordnung の語は、言ってみれば、一つの Ordnung 秩序、法規、制度等に従うという意味であろうが、『資本論』では、それを若干異なる二つの場合にあてはめて用いているようである。一つには、第1巻第1章で、労働が資本に「従属」することによって起きる生産様式そのものの変化（邦訳、p. 245）という表現で、労働過程が資本の価値増殖過程となり、資本の指揮・監督下に入ることによって、協業、分業などが具体的に展開されていくことを予告している。第11章では、資本に「従属」する労働が協業的になれば、指揮・監督・媒介機能が資本の機能になる（同、p. 434）としている。この場合、英語版では under control と訳して、文字通りに、資本による組織と規律——統制への対応関係を示している（英語版、p. 313）。さらに第12章では、生産様式の変化にかかわり、マニュファクチャ的分業で、資本のもとへの部分労働者の無条件「従属」が、労働の生産力を高める労働組織の構成要素とされている（邦訳、p. 466）（フランス語版では、これを subordination passive 「受動的な従属」としている。これは(1)に対し、自発性を否定するものとも考えられる）。第13章では、機械制大工業のもとで労働手段の一様な動きへの労働者の技術的「従属」のつくり出す兵営的規律（同、p. 554）や、動力への「従属」（p. 548）が述べられている。

つまり、これらの記述はまさしく、Unterordnung とは、資本家の指揮・監督の前提であり、かつまたそれを工場の労働組織と機械の動きに移しかえたところに形成される一つの規律・秩序への「服従・遵守」の要求を示すものであろう。

また一方では、資本家のもとへの生産部面の「従属」（第3巻第10章、邦訳 p. 247）、あるいは、相対的過剰人口の存在は、労働の資本への不完全な「従属」である（同第14章、p. 297）との表現がみられる。つまり、ここでは直接に資本のもとにとらえられ、搾取されているか否か、資本主義的経営のもとにあるのか否か（例えば、小農経営）ということが問われる内容である。

今日の下請制をめぐる若干の論点にかんするノート(上) (三井)

しかしいずれにしても、資本の生産過程のうちにあって、そこに発揮される資本家の機能と規律に「服従」させられるという意味で、この Unterordnung はとらえられるであろう。

(4) Hörigkeit とは、直接人格的な隸属、奴僕化を表わす傾向がつよい。またその訳語においても、フランス語の servitude (奴隸の身分)、英語の bondage(束縛、奴隸の身分)、enslavement(奴隸化)、ロシア語の несвобода (不自由) のように、人格上の拘束・隸属を表わす語が主に使われている。

実際に用いられている意味においても、労働者の搾取条件が永久化されている以上、労働者の経済的「隸属」は、雇い主の入れ替わり等(つまり誰に、いつ、いくらの賃金で雇用されるか)によっておおい隠されている(第1巻第21章、邦訳、p. 752)、また同様に、資本への労働力「隸属」は、売られていく資本家に入れ替わることで隠されている(第23章、p. 801)として、隠された状態をあばき出すものである。したがってそれは、「專制」の語が比喩的に用いられているのと同様に、賃労働者が事実上資本一般のもとに「隸属」させられ、その状態を脱しえないと、比喩的に強調したものと考えられる。

(5) gehören の語は、「属する」——所属⁽⁴⁰⁾・所有関係を示す語で、邦訳でもそのように訳されているのだが、これが上の Hörigkeit と関連して用いられ、しかも労働過程が価値増殖過程となるその出発点に位置づけられているゆえ、見落せない。

すなわち、労働者は資本家の監督のもとに労働し、彼の労働はこの資本家に「属している」(第1巻第5章、邦訳、p. 243)との現象の確認、さらに、労働者は自分を資本家に売る前に、すでに資本に「属している」(第21章、p. 752)ゆえ、「経済的隸属」(前項)にあるとの論述がある。一方、字義通り「物」の所属(第1巻、S. 200)や機能の所属(同、S. 350)を示す記述も多い。この用語法は、必ずしも明示的ではないが、『資本論』の論理のうえから言えば、生産手段から切離され、人格的に自由でありながら、自ら資本主義的生産様式に服属せねばならず、したがって一般的にも個別的にも資本に「所属」する労働者の存在、それゆえその労働(ないしは、その生産物)が個々の資本家に、

「所属」するということ、そのことは、重要な前提たるべきものである。

以上、ごく単純には、(1) Unterwerfung 「服属」、(2) Abhängigkeit 「依存、従属(状態)」、(3) Unterordnung 「服従」、(4) Hörigkeit 「隸属」、(5) gehören 「所属(する)」との使い分けを設定してみた。

このほかに『資本論』第1巻第14章では、かの「形式的従属(包摂)」、「実質的従属(包摂)」の語が現われる(邦訳、p.661)。しかし、この Subsumption の語を、他の語同様「従属」と訳すのは、無理ではないだろうか。周知のように、この概念をとり扱った『資本論』未定稿である『直接的生産過程の諸結果』の邦訳⁽⁴¹⁾においては、「包摂」と訳され、その語を用いる場合が一般に多い(「包摂」の語そのものは、第1巻第4篇中でいくたびか用いられている)。それゆえ、ここでは一たん除外して考えてみたい⁽⁴²⁾。

b. 『発展』『帝国主義論』中の「従属」概念

『帝国主義論』および『ロシアにおける資本主義の発展』のうちでは、主に подчинение の語が用いられている。この語は第1表のロシア語訳でも分るように、かなり幅広い意味内容で用いられ、事実ここにおいてもそうなので、若干都合はよくない。

それでも、第2表のように整理すると、第1表に対応して、ある程度の用語の違いが現われる。

『帝国主義論』第2章で、独占者が社会全体の商工業務を「従属」させ(邦

第2表 『ロシアにおける資本主義の発展』『帝国主義論』での「従属」(隸属)の語

原 語	出所(「レーニン全集第5版」による)		英 語 訳	ドイツ語訳
	『発展』(第3巻)	『帝国主義』(第27巻)		
подчинение	стр. 387,		(under) sway subordination	unterordnen
	стр. 392, 438			unterwerfen
зависимость	стр. 439	стр. 327, 329, 330, 407	dependence	Unterwerfung
порабощение		стр. 333	subjection	Abhängigkeit
принадлежать	стр. 438	стр. 311	belong to	Abhängigkeit gehören

訳, 全集第22巻, p. 247), 「自立」的経営の集中=单一の中心への「従属」がすすむ (p. 245)。第9章で, 金融資本が中小・極小の資本家を大量に「隸属」させる網を張りめぐらし (p. 330), さらに, 大銀行が参与制や株式所有, 債務関係等を通じ, 小企業を「従属」させ, 併合する (p. 243)といった内容が, подчинение と表わされている。『発展』では, 織物工の資本への「従属」(邦訳, 全集第3巻, p. 396), 小企業経営の大資本 (マニュファクチャ)への「従属」(p. 402), さらに, 大経営主に属しながら小経営主を商業資本が「従属」させている (p. 456)との表現に用いられている。

レーニンは, 先の ГОСПОДСТВО の幅広い用法と同様, ここでも ПОДЧИНение によって, 社会機構から, 資本対資本, 企業間の具体的な従属化の関係, さらには移行期での小生産者や小企業の「従属」化 (ちなみに英語訳の sway とは, 「搖さぶり, 強い影響力行使」としての「統治」であり, 日本語の「支配」とはニュアンスは一寸異なる) までも表現している。これらを統一的にとらえることがレーニンの意図であるとすれば, 恐らくはドイツ語の Unterwerfung ならびに Unterordnung とともに照応する内容をもって, 一応 ГОСПОДСТВО——подчинение という基本的な対概念 (ただしもちろん彼がいわゆる「支配・従属」なる表現を用いたということではない) を置くことができよう。

「集中」と「従属」をかかわらせてとらえていることも重要である。

一方, 産業資本家が銀行へ完全に「従属」するようになる (邦訳, p. 253) という『帝国主義論』第2章の表現は, まさしく зависимости——Abhängigkeit の内容をあらわし, 「依存, 従属状態」が資本対資本の関係にも適用されることを示している。しかしまだ, 『発展』第6章で, 分業が, 大経営主にたいする小経営主の「隸属関係」の発展に刺激を与える (邦訳, p. 456) との表現に зависимости が用いられているのは, ロシア語でも「依存」の意味であるだけ (『帝国主義論』第3章のハイマンの引用部分では, これを「依存」と邦訳している) に戸惑わされるが, 前後の論から判断すれば, 一つには, ここで小経営が実際に材料前貸しや生産物買占めで, 大経営主に「依存」を深めるという状態が考えられる。

さらに、数百万の経営主が数百の金融業の百万長者の完全な「隸属下」*порабощение*にある(邦訳、p. 226)との表現も、英訳は *subjection*(これは、古代の「支配・隸属関係」を *relations of subjection*と訳した『資本論』英語版I, p. 84, の用語法に近いであろう。事実『資本論』中の *Knechtschaft*が、*рабство*と訳されている。I, стр. 727)であるが、意味上は *Hörigkeit*に似た比喩的表現と考えられよう。

принадлежать の語は、『発展』第6章で、先にも出てきた「大経営主の所有に属して小経営主を自己に従属させている商業資本」(邦訳、p. 456)なのであるが、これが先の *gehören*—belong to にほぼ対応し、「所属」を示す(原語中では「所有」の語はない)ことは容易に理解できる。

したがって、これは先にみたように、文字通り「所有されている」ことを示すのではなく、一般的に「属している」こと、それゆえその生産物が「所属」することという、より幅広い概念とみなされなければならないだろう(それを読み誤って、「大企業経営所有の商業資本の役割・本質」と言い、藤田説の「商業資本的支配」論の擁護を行なった巽氏の⁽⁴³⁾主張には、そもそも無理があった。前川氏はより慎重な表現を用いている)。

以上、レーニンの用語法をマルクス『資本論』のそれと対照して、「従属」概念を検討していくと、論理は予想外に整理されてくる。

(7) 「外業部」「付属物」の語について

また、ここでちなみに、藤田氏らの用いてきた「外業部」ないし「付属物」との語を求めてみると、第3表のようになり、ロシア語では各 *отделение*, *придаток*(支部、支店、および付加物、付属物の意味)に対応している。英語の *outside department*に対し、今日英国では *outwork(er)*との呼び方も用いられている。*outworker*は法律用語⁽⁴⁴⁾であり、また *outside department*という表現はきわめて幅広い意味をもちうことには留意したい。

これらの語からみる限り、「支配」「従属」の語と、あるいは語源を同じくする場合もあるが、少くとも同一語はなく(*Anhängsel*と *Abhängigkeit*は、元来の語源を同じくするのであるが、もちろん異なる意味の語と言える)，またこ

第3表 『資本論』『ロシアにおける資本主義の発展』中の「外業部」「付属物」の語彙

	出 所	ド イ ツ 語 (原ペーペー) 邦 訳 ペー ジ	ロ シ ア 語 (原ペーペー) 英 語	フ ラ ン ス 語
外業部	『資本論』1巻 (工場、マニエ、問屋の――) 『発展』 (マニエの――)	p. 623 p. 496	(S. 502) auswärtige Department auswärtige Department	отделение outside (стр. 438) внешние отделения outside department
付属物	『資本論』1巻 (工場の機構の――) 『資本論』1巻 (部分機械の――) 『発展』 (マニエの――) 『発展』 (マニエの――)	p. 552 p. 631 p. 376 p. 459	(S. 445) Anhängsel (S. 509) Zubehör Anhängsel Anhängsel	придаток appendage придаток appendage придаток (стр. 366) придаток adjunct придаток (стр. 441) придаток appendage

これらの語は形態そのものを表現するものであることも、確認できよう。それだけに、これらの「外業部」「付属物」なる言い方で、形態上の結びつきを表現したとしても、それらの性格ならびに経済的関係を十分把握することも必要であり、安易に濫用することは戒めねばなるまい（例えば、「事実上の賃労働者」について語られたことが直ちに拡大適用されたり、「外業部」＝支店（？）であると規定することがすなわち「分業」と対立させられたり、等々）。

（8）労働関係と企業間関係の社会法理念上のちがいについて

独占禁止法や中小企業にかんする立法を含む「経済法」の成立の根拠は、市民法上の形式的平等によっては逆に個人の生存権、生活権が脅かされる事態に対し、「実質的に他人を支配すること」を排すべき権利を求め、具体的な社会関係を規制する「社会法」の一つであるとされる。ここでは、個人間の支配・服従関係による人格の侵害を規制するという原理に立って、「経済的従属関係」を規制し、従属者の地位を「支配者の方的な支配」⁽⁴⁵⁾から解放するものである。

しかし、ここでの「経済的従属関係」(wirtschaftliche Abhängigkeit, economic subordination)⁽⁴⁶⁾のみでは、同じ社会法の双柱の一つである労働法のうえでの「労働者の資格要件」はみたさない。労働法上では、経済的従属（性）とともに、「使用従属関係」ないしは「人格的（法的）従属性」(persönliche Abhängigkeit) の二つをもって、対象となる労働者および法の役割を設定していると、通常解釈される⁽⁴⁷⁾。経済的従属を基礎としながら、使用者の指揮命令に服し、あるいはその監督のもとで労働する労働力処分権をゆだねるという関係がここに重要な意味をもつのである。

このことからもわかるように、個別の事実・関係を一般化して表わす「従属」の語は、Abhängigkeit「依存、社会的従属」であり、しかも労働者の資本への従属と、資本対資本、企業対企業の間の従属関係は、同じ土台の上に立ちながら、異なる内容をもち、前者の方がより統一的に明示できる内容をもっているのであると理解すべきである。それは、今日の社会法の理念から言えば、労働者の存在は、本来的に「契約の自由」という形式的平等から

今日の下請制をめぐる若干の論点にかんするノート(上) (三井)

取扱われるべきではなく、まず保護されるべきもの、とされるのに対し、後者の関係は、先の正田彬氏の主張のように、個人間の人格侵害からの生存権・生活権の保護の理念の敷衍という角度からも、或いはまた、契約・営業の自由を円滑にするという角度いずれからもとらえ得るという側面をもつところに示されている⁽⁴⁸⁾。

したがって、二つの法体系の間の線引は別として、やはり一般的にみて、下請制を含め、独占大企業と中小企業の間の関係を、資本・賃労働の関係とまったく近いものとみるのは正しくない。しかもそれを裏返してみれば、経済法体系が規制しようとする「従属関係」は、労働法上の使用者・労働者関係よりも、一層幅が広く、さらに直接法で規制できない「従属」の“問題性”が広まっているものとみることができる。指揮命令・監督があるか、或いはそれらの根拠となる雇用契約があるか、といった立証ではなく、不当不公正な取引、「優越的地位」の濫用、さらには「独占的状態」といった実態にもとづく規制が図られるのであり、しかもこうした法規制によっても「中小企業の基本的な権利は、大企業による経済的支配力をを利用して、中小企業が従属的な地位にあることにもとづく、一方的恣意的な収奪そのものを排除する点にとどまる⁽⁴⁹⁾」のである。

こうした法的理念は、明らかに「支配」一般 Herrschaft, domination や、「従(服)属」Unterwerfung, soumission そのものに対するものではありえない。「法の支配」そのものが前提なのであって、そのうちにおいて、先にあげたような「形式的平等」と「生存権」の矛盾を是正規制すべき社会法なのである。そして労働法が直接に資本——雇主の「指揮命令・監督」に服している状態を対象とし、形式的には「依存」一般から直接に人格にかかるものに踏みこむのである。これに対し、経済法はいわば「依存」のなかの「不公正」是正——営業の自由の円滑化を個別的に図るものであり、「従属」=「依存」状態そのものに抵触するものではなく、また労働者が被る「指揮命令・監督」とまったく異質であることはもちろん、企業間の関係そのものには一般に踏みこみえないものである。例えば、下請取引における

「不当な」値引や、指定原材料の供給価格の「不当」つり上げが規制されるとしても、下請取引の存在そのもの、またそれを通じての親企業の管理ないしは指導指示の実施、さらには役員派遣や資本参加が「規制」される根拠はないのである。

(9) 「支配」「従属」概念の再構成のために

藤田説以来の「支配・従属」概念が、マルクスやレーニンのそれらに立脚しているものとは考え難いことはすでに明らかとなつたと言える。

それらの説は、概念の混乱で自己矛盾をきたしている。

マルクスやレーニンの記述がきわめて厳密であり、その概念規定がすべての原点であるなどということをここで主張するものではない。しかし、ここで重要なことは、これまで見てきたように、彼らがかなり意識的に用語の使いわけを行なつておる、とりわけ「従属」概念についてはそうであるという事実である。それが、邦訳されたとき、おしなべて「支配」や「従属」ないし「隸属」と記されるため、いつか概念使用の混乱が生じているのである。日本語の性格を示すものもあるのであろうが、少なくともマルクスやレーニンの論理と概念規定に立脚した議論を行なうためには、これまでの試みも欠かせない作業であったと言えよう。

ここで、これらの語を組みあわせ、ふたたび論を組み立てる余裕はない。少なくとも言わねばならないことは、次の諸点である。第一に、「労働者支配」をめぐっての概念規定と、資本対資本、経営間等の関係の内容をめぐる規定とは、深い関連性を持つものの、当然ながら、区別をしなければならない。

また第二に、『資本論』、『発展』、『帝国主義論』等の対象とする領域と歴史段階をふまえて、少なくとも、資本主義以前、資本主義への移行期、産業資本主義段階、独占資本主義段階それに応じた概念を用いていくべきであり、安易な転用や言いかえを試みるのは避けるべきであろう。レーニンはマルクスの概念からの転用を行なつており、移行期から独占段階に到る共通の語を用いているが、それもレーニン自身の意図をよく読みとっていく必要

今日の下請制をめぐる若干の論点にかんするノート(上) (三井)

がある。

第三に、「支配・従属(関係)」なる語は元来ないことを前提として、「支配」の根拠と構造、また「従属」の必然性を解明していくべきであろう。その場合、前者においては、一般的概念としての Herrschaft や господство の意味内容を読みるとともに、domination, pouvoir という、より本質的ないしは実体的に踏みこんだ概念に注目できる。後者においては、Unterwerfung, Abhängigkeit, Unterordnung という概念の用法のちがいに注目できる。これらが単純に対応しあうものでもないが、ある程度は対概念をなすものとみなせる。

第四に、とりわけ, contrôle, command (ないしは pouvoir) という、より個別的具体的に、機能面ないし人格にまで踏みこんだ概念を、「支配」一般と区別しなければならないのみならず、それらが、資本から労働者と労働組織に対して発揮されるばかりか、商人対小経営、資本家対手工業者、さらに金融資本の「介入」、企業「経営」の意思にまで及ぶ内容として把握することが必要である。

第五に、逆に Herrschaft, господство が、独占段階においてはもはや資本一般の「支配」でなく、独占体ならびに金融資本の「支配と強制」として全社会的に貫徹される具体的基礎が、企業間の「支配」ならびに生産の「支配」——直接には市場の占有——にあると把握することが重要である。それをレーニンは、『帝国主義論』で漠然と指摘したのではなく、所有、人的結合、市場(生産された商品のみならず、生産手段、資本まで)、あるいは競争上の諸手段から社会機構までを通じ、そして具体的に、統制と指揮・監督・媒介の機能を通じ、きわめて動態的に把握したのである。そのうちの一部の要素のみを取り上げて、固定的観念にとどまるのではなく、総体的に、とりわけ今日的には「競争」と「集中」、「企業間関係」、ならびにそれへの「管理」に注目して(競争と集中——統合的関係を通じての「支配」一般と「管理」)，検討すべきであろう。

第六に、しばしば用いられるようになった「直接的支配」とは、Kontrolle

「統制」であるとの把握をし、レーニンの「指図」や「コントロール」概念と結びつけることによって、「下請構造」における介入と管理を具体的に検討することの重要性が浮び上ってくる。その逆としての「間接的支配」なる概念が存在するものかどうか、Herrschaft「支配」の基本的性格からして疑問となるが、「統制」の貫徹のしかたについてであれば、さまざまな条件と形態を考えることができよう。

第七に、「従属」概念について法的理念も含めて考えることにより、労働者の「従属」と企業間の「従属」関係を区別すべきことはもとより、それらの歴史的社会的性格と相互の関連が判明してくる。Abhängigkeit—dependence「依存」とは、資本主義社会のもとでは本来「人格」上のものでないにもかかわらず、労働者である以上、社会的にも個別的具体的にも資本に依存せざるをえない状態として現われ、それを資本主義国家の社会法上においても、「人格的従属性」として確認している。もちろん法的には、それは使用者の指揮命令に服し、労働力処分権をゆだねるという「使用従属関係」の限りのものである。

それとともに、独占段階においては、資本対資本の関係ないしは人格としての資本家や経営主についても、Abhängigkeitが確認されるが、彼らが所有者である限り、それは本来的に物的——経済的「従属関係」であるとみられる。もちろん、「所有」と「権力」のあり方自体に即して、この関係も把握することが必要であろう。

第八に、したがってこうした「経済的従属関係」のあり方自体、独占体の「支配」と具体的な指揮・監督——管理の展開に対応した「服従」Unterordnungとして、固定的ではなく把握されねばならない。そのことは、「支配」を規定する前述の諸条件と、資本の「管理」の展開、統制——組織と規律の展開から、解明できる筈である。

第九に、つまるところ、従来の「下請制」論で見落されがちであった、「労働組織」——そこにおける Macht, rule, と、これに対する Unterordnung 服従の、個別経営をこえた展開の性格づけ、ならびに大企業の「集

団」への「併合」(包含)——集中と「服属」Unterwerfung の位置づけとを、「支配」一般の展開される条件としての市場と競争とのかかわりで検討していくことも、必要とされるであろう。

4. 「後進性、停滞性」のみかたについて

(1) 「後進性、停滞性」は払拭されたか

藤田氏以来の「支配形態」論に根強いのは、下請「支配」のもつ後進性ないしは停滞性、寄生性の視点である。これは、藤田一小宮山論争において、小宮山説のもつ「下請工業の発展」への期待論に対し、藤田氏が「下請制の後向きの面に腐朽形態をみ、労働条件の悪化をみた⁽⁵⁰⁾」ところに端的にあらわれている。

「下請制」の原点を、前期的な「外業部支配」に求める立場を守ろうとすれば、藤田氏同様、巽氏や前川氏も、その寄生性を強調せざるをえない⁽⁵¹⁾。しかし、現実には下請関係も歴史とともに変遷をとげるのであり、さらに「系列関係」という新種も登場して、論者を困惑させる。そこで、藤田説のもつ後進性、停滞性視点⁽⁵²⁾ を払拭しながら、巽氏は中小企業の階層分化論として、「独占資本の一構成分肢的存在になる階層」と、「非系列・浮動的下請零細小工業となって、零細化し没落してゆくという階層⁽⁵³⁾」への分化という理解を行なう。前川氏は、マニュファクチャの小生産者支配から独占資本の中小工業支配に到る弁証法的発展を強調し、後者が「高次の収奪形態」であり、「より直接的な関係において、より緊密な生産・技術上のかかわりあい」のもとにあるとして、「前期性」視点の発展的克服(?)を試みる。

しかしながら、その前川氏の“歴史的弁証法”も、高度成長以降のわが国下請制の展開と、その“先進的”役割の發揮を見るにつけて、いささか混乱してこざるを得ない。後進国における「上からの資本主義」の生み出してきた歪みと、寄生的な中小企業支配の歴史を強調し、「戦前からの問屋制支配の残存、「戦時下請」から戦後の下請制の広範な組織化へ、さらに企業系列へと独占資本の寄生的支配の諸形態が混在している」とする事実認識のうえ

で、「第二次大戦後の日本の場合には、戦後に新しく作りだされた後進国的歪みと、戦前からの後進国的歪みの諸要素とがからみあい、産業構造の急激な変化=急速度の資本主義発展においても、また大企業と中小企業との諸格差の大きさにおいても、他国ではみられぬ複雑かつ特異な性格⁽⁵⁴⁾」をみるというのが、前川氏の文脈である。まことに複雑ながらみあいにあることは分るが、「寄生的支配」の形態が、なぜ「生産力水準の引き上げと合理化」をもたらし、「欧米先進諸国ではみられない、支配資本にとって最も好都合な、また最も効率的なかたちで、いわゆる「下請分業体制⁽⁵⁵⁾」」をつくるに到ったのか、この文脈からは読みとりがたい。

それというのも、前川氏が「寄生的」とする根拠がここで次第に希薄となっているからである。藤田氏がこうした見地を強調したのは、先にもあげたように、「外業部支配」という史的発展段階上特殊な形態が独占段階にまで持ちこまれることへの批判的分析の立場からであった。そのことを藤田氏は、「商業資本的支配」の寄生性、保守性としてとらえたのである。しかし、この見地が生産力論的、あるいは「近代化」論的傾向を色濃く持っていたからこそ、その傾向をのちに藤田氏自身らが批判克服しようとすればするほど、逆に「生産力」発展の問題を到底とり上げえない、停滞論を生み出さざるをえなかつたものである。その停滞論とは無関係に、諸形態のモザイクの中から、突然「生産力水準の引き上げと合理化」「下請分業体制」(?)が出現するのが、前川氏の理解である。あるいはまた、独占の生産体制への「組みこみ」と、「本来的、自然的な発展」の場面の拡大を言うのが、太田氏の理解である。

(2) 「小営業支配」は独占段階に移しうるのか

藤田氏の考え方を支えたものは、一つはレーニンの『ロシアにおける資本主義の発展』等における、商業資本の小営業支配諸形態の分析からの着想であり、今一つはマルクス『資本論』第3巻20章の、いわゆる移行の「二重の道」およびレーニンの「二つの道」というみかたからの着想であった⁽⁵⁶⁾。それらの論理から藤田氏は、「商業資本的支配」の形態展開を確認し、その保守性を強調する論拠をえてきたのである。

今日の下請制をめぐる若干の論点にかんするノート(上) (三井)

第一の点は、藤田氏に限らず、少なからぬ論者の引用応用するところである。レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』第5章には、商業資本が小商品生産者を組織・支配し、事実上の賃金労働者——資本主義的家内労働としていく、5つの形態の発展が描かれている。このシェーマを、中小企業問題の把握方法の原点とする議論は少なくない。

いま、ここで上のようなシェーマの歴史理論としての普遍性妥当性を検討する余裕も準備も乏しい。しかし、言うまでもないことであるが、小営業を商業資本がとらえていく過程をそのまま独占段階の構造分析にあてはめるわけにはいかない。問題の通説的理解からすれば、これは産業資本主義確立に到る過程でのいわゆる「小工業」問題を示すものであろう。そこに広汎に現われた「問屋制家内工業」の形態が、近代的マニュファクチャ、近代的家内労働に編成され、資本主義的生産様式のもとにおかれていく過程での、問題なのである。

マニュファクチャの基礎をなす「手工的技術」が、独占段階にも決して一掃はされず、また商業資本の地位と役割がいかに変化しても、彼等が小生産者を外部から組織する形態が存在しつづけることの歴史的必然性はありえよう。したがって、「問屋制」の成立の根拠とその機構を、そして独占資本、商業資本、小生産者、家内労働者の間の関係と機構の変化を、レーニンの示したシェーマを出発点に考えていくことは、発展途上国の「工業化」問題に限らず依然必要であろう。しかし、これを機械的にあてはめ、さらに独占段階の下請制の本質理解に持ちこんだところに、商業資本的充用、支配を強調する藤田説の無理があったと言えよう。

こうした議論の飛躍を埋めようとするものが、先の前川氏の“弁証法的発展”論としての三形態の発展系列論である⁽⁵⁷⁾。前川氏は、商業資本の地位と役割が、小営業段階・マニュファクチャ段階・産業資本主義・独占資本主義という歴史的段階とともに変わり、産業資本の派生形態に、さらには独占により排除されかつその代行機関になっていくという確認のうえに立つ。そしてまた、「高次の商業資本的諸機能」による中小工業支配として、独占段

階の下請制を位置づけ、マニュファクチャの小生産者支配から継受される「共通性」を確認しようとの⁽⁵⁸⁾ 主張なのである。

しかしこの前川氏の説も、独占の代行機関としての問屋制の今日的機能は説明しても、下請制論としては無理であろう。読者にはむしろ、なぜ前川氏がそこまで「商業資本的機能」にこだわるのか理解できない。その結果が、先に指摘したように、「寄生的」論の招く混乱でもあるのである⁽⁵⁹⁾。

(3) 商業資本的支配は「保守的」か

今一つ、「二重の道」ないし「二つの道」論は、商業資本的支配の性格規定の重要な根拠となっている。藤田氏は、商人がみずから工業者とならず、「旧来の生産様式で生産に従事している人たちの支配権を握るだけ」という支配形態が、直接生産者への外部からの寄生で、資本主義生産の正常な発展の障害となるものとし、これと産業資本の商業資本的充用としての下請制とは、生産の技術的諸条件においてはかなりの差異をもちながらも、「寄生的・停滞的役割の本質」を共通してもつと確認するのである⁽⁶⁰⁾。

『資本論』第3巻20章では、封建制的生産様式からの二重の移行の仕方をのべている。生産者が商人兼資本家となる革命的な仕方と、商人が生産を直接的に占領する仕方とである。このマルクスの論を応用して、農村織元がマニュファクチャ経営を開拓し、産業資本家となる過程と、都市織元が問屋制前貸人として生産を支配し、都市ギルドを再編維持する過程とを対立させ、近代市民革命の歴史的構図を描いたのが、大塚久雄氏である。そして、藤田氏の論は、この大塚氏の歴史論と立場を同じくするところが少なくない。

しかし、こうしたマルクスの記述の解釈は、機械的であり、単純にすぎるきらいがある。マルクスはこの「二重の移行」ののちで、①商人から直接に産業家に、②商人が名目上の独立生産者から買入れる、③産業家が商人となる、という「三つの仕方」をのべ、封建的生産が変革されていくさまざまな姿態を考察している。商人が古い生産様式に依存し、自らの支配権(Herrschaft, pouvoir)を行使するだけで剩余労働を手にすることは、彼らおのおのの意思としての新しい生産方法の導入——生産様式の変革を促進はしないで

今日の下請制をめぐる若干の論点にかんするノート(上) (三井)

あろうが、そのことが社会全体の生産様式の変革にとってプラスかマイナスか、さらには「保守的」か否か、といったことにまで結びつけるのは飛躍がすぎよう⁽⁶¹⁾。大塚氏の説に対しては、歴史理論上ないしは史料上の批判もあることに、留意する必要があろう⁽⁶²⁾。

ともあれ、商人資本の「支配」の「保守性」に着目した藤田氏の論は、藤田氏自身の見解のうえでも矛盾してくることになる。藤田氏はあくまで下請制の「寄生的、停滞的役割」を描こうとして、問屋制家内工業と下請制工業を一つにくくろうとするから、逆に商業資本の「生産主導的性格」を強調することになっている⁽⁶³⁾。さらに、事実藤田氏は、わが国の機織業等の研究を行ない、問屋制下のマニュファクチャ展開に、問屋の産業資本化、生産兼営化をとり上げ、外業部支配としての下請制の原型形成をここに見るのである⁽⁶⁴⁾。商業資本が「直接に産業資本化しない」ため、資本主義生産の「正常な発展の障害となる」との論理に拠ったはずの藤田氏の主張は、その論理を自分で否定しているのである。

資本主義への移行期の議論を、現代の資本主義分析の方法のうえに用いてくることも先述のように問題であろうし、産業資本的支配が「前進的」で、商業資本的支配は「後進的」であるとする、色濃い「生産力論」を資本主義発展論に主觀のうえで結びつけるのも、混乱を招くもとである。必要なことは、一つの発想の前提からのみ出発するのではなく、歴史的な過程における労働——生産様式の諸形態を具体的に比較検討し、今日の「機構」ないし「関係」分析のうえに生かしていくことであろう。

5. 技術水準向上論について

藤田氏以来の「支配形態」論が、最近はむしろ「技術水準」論に傾斜し、下請企業からの「専門企業」化に注目し、あるいは下請企業一般の「技術力向上」の問題点をとり上げる傾向にあるのは、今までにも指摘してきたところである。

太田氏は、先にも引用したように、「低賃金=低技術=低コストを中心と

した下請関係から、高品質＝高技術＝低コストを中心とした社会的分業の関係へと推移してきている⁽⁶⁵⁾」と確認しながら、同時に、階層的下請構造のうちにはこれに照応した「技術水準の階層性」があるとして、さらに最近のメカトロニクス化がむしろその階層性を拡大する方向にあることを指摘する。親企業の意図する技術水準向上策は、その階層性の枠内でのレベル向上なのだという⁽⁶⁶⁾。

さらに太田氏は、中小企業における研究開発に関心を寄せ、「下請制」の存在が「自主的な研究開発」を阻害している点を指摘しながら、下請関係を通じての技術水準向上のもたらす功罪をあげ、下請関係の改善もふくめて中小企業の自主的研究開発のはかれるような条件整備が必要としている⁽⁶⁷⁾。

こうした太田氏の研究は、現実的であり、また「技術水準」の比較方法などに、みるべき新しい提起がある。

しかし、少なくとも、技術水準ないしは開発能力の高低をそのまま中小企業の地位に結びつけて考えてもよいものであろうか？ それは単に短絡的論の傾向がみられるというものではなく、そもそもここで下請中小企業の状態を規定すべき要因があいまいとなっているという問題である。端的に言えば、太田氏の論では、技術水準の向上→商品の市場条件形成→専門メーカー化ないしは社会的分業関係化＝支配形態としての「下請制」脱却という筋道と、下請企業の技術水準向上・自主的研究開発能力育成のために→下請制の制約改善が必要、という論理とがあって、交わろうとしないのである。下請制が、下請制脱却を阻害しているというのならば、一種のトートロジーであり、下請制のもとでも、それを脱却していく企業もあるというのならば、「支配形態」論は何も説明しなかったに等しいと認めることになろう。

こうした事態に陥ったのは、先にも指摘したように、「支配形態」論は元来から生産力論としての停滞性論を引きずってきたのであり、その論理のうちからは、下請制自体の変化をとけななかったからである。したがって、かつて藤田氏自身が「系列化論争」において、系列企業を評価し、さらに中小企業「近代化」評価論に傾斜したように、停滞論が容易に近代化論に裏返っ

今日の下請制をめぐる若干の論点にかんするノート(上) (三井)

てしまうことができるのである。逆に言えば、技術という生産力の問題に立ち向った場合、単純な近代化礼賛論に陥るのを避けるには、常にそれが「一部にとどまる」ことを問題として、“多数者の困難”を強調するしか論の立てようもないである。

太田氏が、ここで下請企業に対する親企業の技術向上への政策と要請を取り上げたのは妥当であろう。そのことにさらに注目して、「操作され管理された競争の場」としての下請機構を確認し、そこでの結合された生産力と収奪のメカニズムに対する親企業の「介入と管理」の展開を追うならば、事態は説明可能なものとなった筈である。つまり、「技術水準向上」や「自立化」等を意図する下請管理政策のうえにおいてこそ、現在の下請中小企業の状態を全般的に説明できる筈なのである。

6. 小 括

以上、ここでは藤田敬三氏以来の所説を、四つの点から検討してきた。それはまた、今日における中小企業論のより精緻にしてより現実に即した展開を図るために、基礎的な一検討でもあった筈である。筆者の能力不足から、いずれの点も十分に行ないえたものとはとうてい言い難いが、一つの議論の材料を提供する役割は果しえたものであろう。

これまであげてきた、藤田説以降の問題点は、言うなれば、今日わが国での中小企業研究の到達点と課題そのものもある。こうした論理がとりわけわが国固有の中小企業「問題」の経済学体系に即した理解と法則化を可能とし、多くの成果を生んできたことは明らかである。しかし、いま、その論理では説明できない事態の広まっているのに対して、いわば藤田説「支配形態」論の自己否定が始まっているとも思われる。

こうした自己否定ではなく、下請制論そのものを再構築するについて、藤田説を批判的に継承してみようというのが、筆者のねらいであった。そこからまた、従来の所説が多用してきた基礎的概念、とりわけ「支配」「従属」などの語を今一度検討してみる必要があり、事実、それらの概念のより厳密な

利用が求められてきたのである。

注

- (3) 藤田敬三編『下請制工業』有斐閣, 1943年, 藤田, 『日本産業構造と中小企業』岩波書店, 1965年。
- (4) 巽信晴『独占段階における中小企業の研究』三一書房, 1960年。
- (5) 前川恭一「資本主義の発展と中小工業問題」竹林・上林・前川・牟礼『中小企業の研究』ミネルヴァ書房, 1968年, 第3章。
- (6) 太田進一「機械工業における下請制の発展」竹林庄太郎編著『現代中小企業論』ミネルヴァ書房, 1977年, 所収, p. 235, 同「イギリス資本主義の発展過程と中小企業問題」渡辺・前川編『現代中小企業研究 下』大月書店, 1984年, 第3章, p. 101。
- (7) 中村秀一郎「強い競争力を支える下請企業」『エコノミスト』1981年11月30日臨時増刊号。
- (8) 藤田, 前掲『日本産業構造と中小企業』pp. 84~85。
- (9) 同, 前掲『下請制工業』p. 167。なお, 藤田氏によれば, 「狭義の企業系列」さえ社会的分業ではないという。自家製品と独自の市場を要するのである。藤田, 前掲『日本産業構造と中小企業』p. 234。
- (10) 同, 前掲『日本産業構造と中小企業』p. 379。
- (11) 巽, 「中小企業の存立形態の下請制」加藤・水野・小林編『現代中小企業基礎講座 1』同友館, 1976年, 第4章。
- (12) 太田, 前掲「機械工業における下請制の発展」pp. 228~234。
- (13) この点は, 前川氏も同じ主張である。前川, 前掲論文, pp. 171~173。
- (14) Tryon の原著では, household manufacture から, shop, さらに factory での生産に移行する過程が研究されている。この shop を, 太田氏は「作業場」でなく「商業資本」と理解しているが, これは無理であろう。Tryon, R. M., *Household Manufactures in the United States, 1640—1860*, 1917, (Reprints) A. M. Kelley, N. Y., 1966.
- (15) 太田, 前掲論文, pp. 232~234。
- (16) 同上, p. 235。
- (17) 藤田, 前掲『日本産業構造と中小企業』p. 8。
- (18) 同上, pp. 277~278。
- (19) 同上, pp. 81~82。
- (20) 同上, p. 30。
- (21) 巽, 前掲『独占段階における中小企業の研究』, p. 23。

今日の下請制をめぐる若干の論点にかんするノート(上) (三井)

- (22) 同上, pp. 18, 42。
- (23) 同上, p. 86。
- (24) 同上, pp. 87~91。
- (25) 同上, p. 91。
- (26) 上林貞治郎編著『中小零細企業論』森山書店, 1976年, pp. 40, 41。
- (27) 伊東岱吉『中小企業論』日本評論社, 1957年, p. 41。
- (28) 前川, 前掲論文, p. 173。
- (29) 平田喜久雄『現代中小企業論』中央経済社, 1968年, pp. 128, 134~137, 142。
- (30) 芝田進午『人間性と人格の理論』青木書店, 1961年, pp. 266~268, 参照。
- (31) K. マルクス, 高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』大月書店, 1959年, pp. 78~80 (SS. 75~76)。また, K. マルクス, 江夏・上杉訳『フランス語版資本論 下』法政大学出版局, 1979年, p. 395, では, 資本家と労働者の関係が, 主人(maitre)と召使(serviteur)となる根拠は, 奉仕・従属(dépendance)の契約とともに, 生産手段から分離され, 生産物への所有権を放棄しているところに求められている。
- (32) K. マルクス, マル・エン全集刊行委訳『資本論 第1部』大月書店, 1965年, p. 243 (S. 199)。
- (33) 翻訳書が著者の意図を十分伝えているとは限らないのは当然である。しかし, 『資本論』フランス語版のラシャトル版にはマルクスが直接関係し, 英語版はエンゲルスが編集しているし, 一般に訳語の用法によって, むしろその語の概念理解が明確になるものとしても, 決して無理ではあるまい。
- (34) 「生産過程の人間支配」という言い方に, bemeistern の語の用いられている箇所がある。『資本論』第1巻, S. 95, 邦訳p. 107。
- (35) ドイツ語版中でも, 文字通りの Despotismus 「專制」の語も用いられている。同上書, S. 351。
- (36) Heymann, H. G., *Die gemischten Werke in Deutschen Grossseisengewerbe*, J. G. Cotta'sche, Stuttgart, 1904.
- (37) 邦訳レーニン全集はこれを「所有」と訳している(第22巻, p. 262)が, 誤りであろう。「所有」概念は собственность である。副島種典訳『帝国主義論〔新訳〕』大月国民文庫, 1961年, は「もっている」と訳した。
- (38) 邦訳レーニン全集で, 参与制度の検討にあたり, 資本主義的独占体の хозяйн-ичанье (стр. 344) と記されているところを「支配」(p. 260) と訳している。ドイツ語でも Wirtschaften (S. 51), 英語でも business operation (p. 53) と訳されており, これも誤りであろう。副島訳, 前掲書では, 「業務遂行」と訳した。
- (39) マル・エン全集版の邦訳では, これを「隸属」と訳している場合があるが, 適

切とは思われない。

- (40) K. マルクス, 社会科学研究所監修『資本論』新日本出版社, 1982~84年, の新訳では, 「所属する」としている。
- (41) K. マルクス, 岡崎次郎訳『直接的生産過程の諸結果』大月国民文庫, 1970年。
- (42) フランス語版『資本論』では, 第14章(16章)そのものが改変され, Subsumption は出てこない。
- (43) 異, 前掲『独占段階における中小企業の研究』pp. 69~72。
- (44) イギリス1891年工場・作業場法(1961年工場法, 第133条)。なお, 拙稿「イギリスの労働問題と中小企業」中小企業事業団中小企業研究所『欧米諸国の中企業に関する研究(イギリス編)』1984年, 第2章, も参照。
- (45) 正田彬『経済法 新訂版』日本評論社, 1979年, pp. 39~43。
- (46) Abhängigkeit と subordination が同一視されるのは, 『資本論』の用語法とは異なるが, 一般に通念として, 英語の dependence は規定となりえず, 「服従」そのものであることが必要とも考えられよう。
- (47) 青木・秋田編『労働基準法講義』青林書院, 1973年, 高藤昭「家内労働者の法的性格」『社会労働研究』第18巻第1号, 1971年。
- (48) 丸山稔『経済法講義』中央経済社, 1975年, も参照。
- (49) 正田, 前掲書, p. 47。傍点は引用者。
- (50) 藤田, 前掲『日本産業構造と中小企業』p. 230。
- (51) 異, 前掲「中小企業の存立形態と下請制」p. 97, 同, 前掲『独占段階における中小企業の研究』pp. 30~31, 前川, 前掲論文, p. 177。
- (52) 藤田, 前掲書, pp. 31, 82。
- (53) 異, 前掲『独占段階における中小企業の研究』p. 46。
- (54) 前川「中小企業の国際比較研究の方法」渡辺・前川編, 前掲書(下), pp. 9, 12~13, 34, 38。傍点は引用者。
- (55) 同上, p. 15。
- (56) 藤田, 前掲『日本産業構造と中小企業』pp. 25, 240。
- (57) 異氏も商業資本の小営業にたいする支配と, 下請中小企業とを混同することを戒めているが, やはりマニュファクチャの外業部支配から継承されたものを重視する。異, 前掲『独占段階における中小企業の研究』pp. 72, 86。
- (58) 前川, 前掲「資本主義の発展と中小工業問題」pp. 174~175。
- (59) そもそも藤田氏らは, 商業資本的に生産の外部から寄生的に収奪するということを強調するが, これと独占資本の「外業部」「付属物」という把握とはまったく矛盾しないのであろうか。
- (60) 藤田, 前掲『日本産業構造と中小企業』pp. 240~243。
- (61) 林直道氏は, フランス語版『資本論』第31章の記述により, マルクスが商業資

今日の下請制をめぐる若干の論点にかんするノート(上) (三井)

本の役割を否定的に評価する見解を述べていたのではない、としている。林、『フランス語版資本論の研究』大月書店、1975年、pp. 261～265。

- (62) 堀江英一『産業資本主義の構造理論[改訂]』有斐閣、1962年、同『経済史入門』有斐閣、1971年。もっとも大塚久雄氏自身の研究も、実証のうえではそれほど単純な二分法をとってはいない。
- (63) 藤田、前掲書、p. 242。
- (64) 藤田「総論」藤田編、前掲『下請制工業』第1章、pp. 16～18。
- (65) 太田、前掲「機械工業における下請制の発展」p. 235。
- (66) 同「『家電下請』における技術水準の階層性」『同志社商学』第34巻第2号、1982年。
- (67) 同「中小企業と研究開発」『同志社商学』第35巻第2号、1983年。

(未完)